

NATSUIGAWA
RIVER BASIN
ACTION PLAN 21



夏井川 アクション プラン 21

～笑顔がはじける夏井川をめざして～

夏井川流域行動計画

平成20年3月
夏井川流域の会

夏井川アクションプラン21

～笑顔がはじける夏井川をめざして～

夏井川流域行動計画

平成20年3月
夏井川流域の会

目 次

～はじめに～

1 夏井川流域行動計画とは？	p1
2 夏井川流域の会とは？	p1
3 私たちにとっての夏井川流域とは？	p2
4 夏井川流域の課題	p4
5 将来像	p6
6 活動の進め方	p8
7 活動内容	p11

～おわりに～

* 参考資料 *	
活動の軌跡	1
活動の成果	2
数字で見る夏井川流域の現状	5
夏井川流域の白地図	9
プランづくりの経緯	11

はじめに

私たちが夏井川を見て思うことは、川で子どもたちの姿を見なくなったことです。かつては、水泳や魚とりに興じる子どもたちの姿があり、自然を学び、自然に育てられた子どもたちが大人となって地域を支えていったものでした。

社会状況や生活様式の変化が大きな要因ではありますが、水が汚れ、ゴミが散乱し、魚の姿が見えないなど、川そのものに魅力が無くなり人が遠ざかることで、子ども達が川への興味・関心を失い、川とのつながりを感じられなくなったことも一つの要因ではないかと考えます。

このままの夏井川で良いのでしょうか？

流域内では、たくさんの方が色々な活動をして、夏井川を良くしようと頑張っています。

想いは一緒です！

同じ想いをもって、お互いを励ましあい、みんなで協力してできることから始めようこのプランにまとめました。

みなさんも一緒に活動しませんか？





1. 夏井川流域行動計画とは？

夏井川流域行動計画とは、夏井川流域において次世代へ引き継ぎたい水環境を目指し、流域内の団体・個人が事業者や教育・研究機関、行政と連携して取り組む決意を示したものです。

本計画は、夏井川流域の会（2.を参照）が流域の中の様々な団体・機関に協力を呼びかけながら、「森・川・海の笑顔が見える流域」の実現を目指して実行していく活動指針です。

本計画の策定にあたっては広く意見を求め、特に川ばた会議等で出された意見を中心に作成しています。今後も多くの方の意見に耳を傾けて計画に反映させる考えです。

2. 夏井川流域の会とは？

夏井川流域の会は、これまでいろいろな人達が個々に活動してきたものを大切にしながら、上・中・下流が協力することで夏井川流域のより良い水循環を実現しようと、平成19年9月8日に設立しました。

夏井川の水環境を守り次世代に引き継ぐために活動する団体・個人が集まり、行政機関や教育機関等と協力して、“みんなで見て、みんなで学び、みんなで考え、みんなで実践していく”活動をします。「森・川・海の笑顔が見える流域」の実現を目指して、それぞれの役割を活かして、協力と連携をした活動をします。

3. 私たちにとっての夏井川流域とは？



夏井川は、阿武隈高地の山々を源に、田村市（旧滝根町）や小野町の平坦部を流れた後、夏井川溪谷を流れ下り、いわき市から太平洋に注ぐ、河川延長 67.1km の県内でも有数の河川です。

その流域は 748.6km² と広く、その中には約 15 万人と多くの人たちが生活しています。

先人が小川江筋や愛谷堰等を築き、上手に水を利用して地域が発展してきました。また、昔からいわきと県中を結ぶ交通路として利用されており、下流では米等の運搬に舟運が利用され、産業や交流を支えてきました。

いわき市の小川や田村市の広瀬等、川にちなんだ地名も多く残されており、さらには、詩人草野心平の作品や、いわき市立平第二小学校等の多くの校歌に歌われています。昔から私たちは夏井川と深く関わって暮らしてきました。

森・川・海のつながり

流域の約80％は森林に覆われ、その森林に降った雨や雪が地面にしみこみ地下水となり、また森林によりきれいな水となって夏井川に集まり、太平洋へ注いでいます。秋になれば河口からサケが上ってくるなど、海とのつながりがわかります。

自然と生活のつながり

夏井川の水は、その流れの中で、私たちの飲み水やかんがいに利用され、水力発電所で電気をつくっています。また私たちが生活で利用した水は、排水施設を通過して、また夏井川に戻ります。

人と人のつながり

上流の田村市滝根町や小野町で利用された水は、夏井川に戻って、また中下流域のいわき市で利用されています。この夏井川の水を豊かで安定した流れにしたいという想いで植林活動をしている人々がいたり、流域全体の人が集まるイベントや交流会も行われています。

夏井川流域の自然と私たちの生活は、この3つのように密接につながっており、それがいかに大切であるかがわかります。このつながりを太く・強くすることで、ふるさとの川・夏井川をより良い姿で次世代に引き継げると私たちは考え、活動に取り組んでいます。

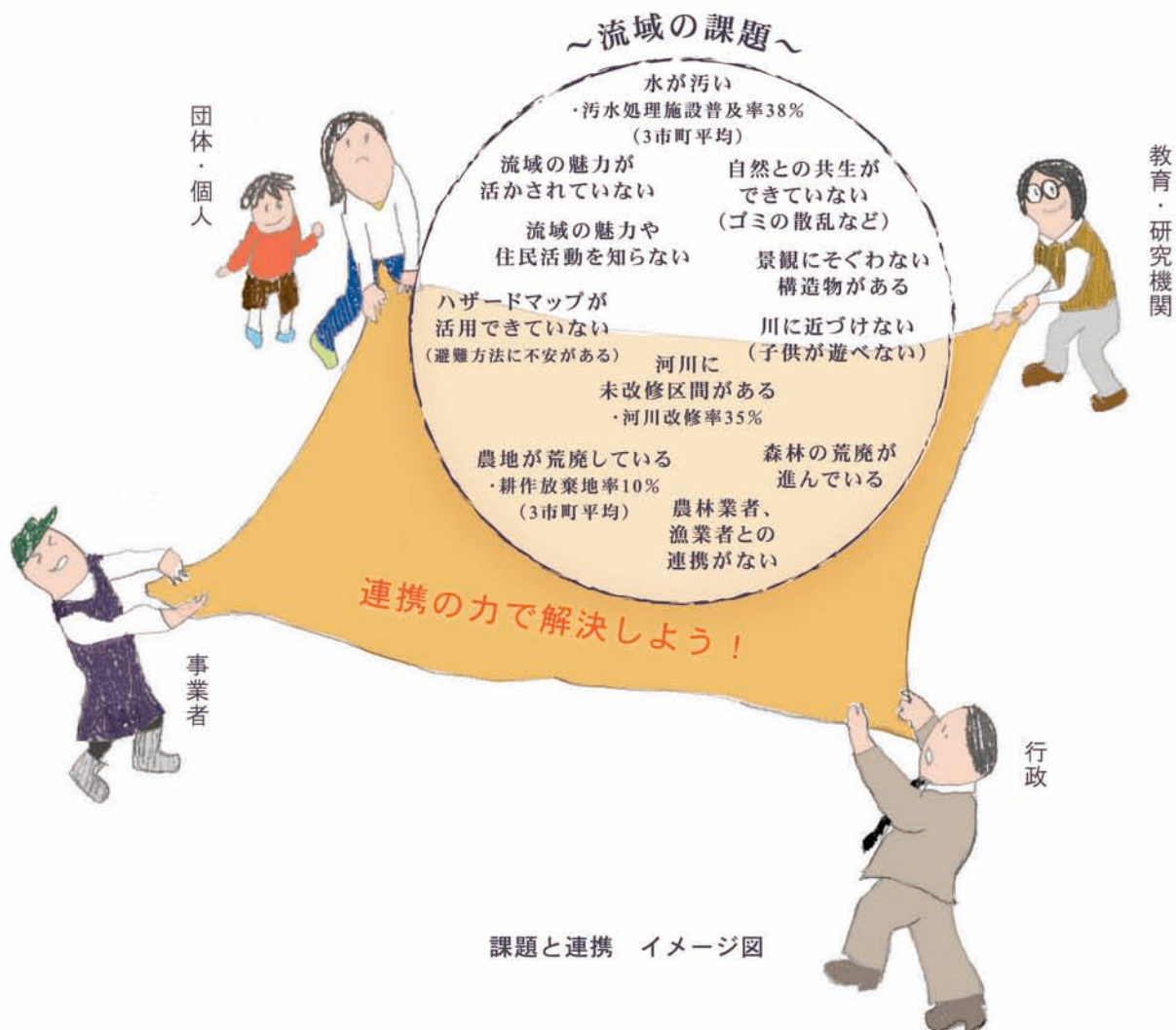
4. 夏井川流域の課題

現在の夏井川流域は、以前と違い様々な課題を抱えるようになりました。

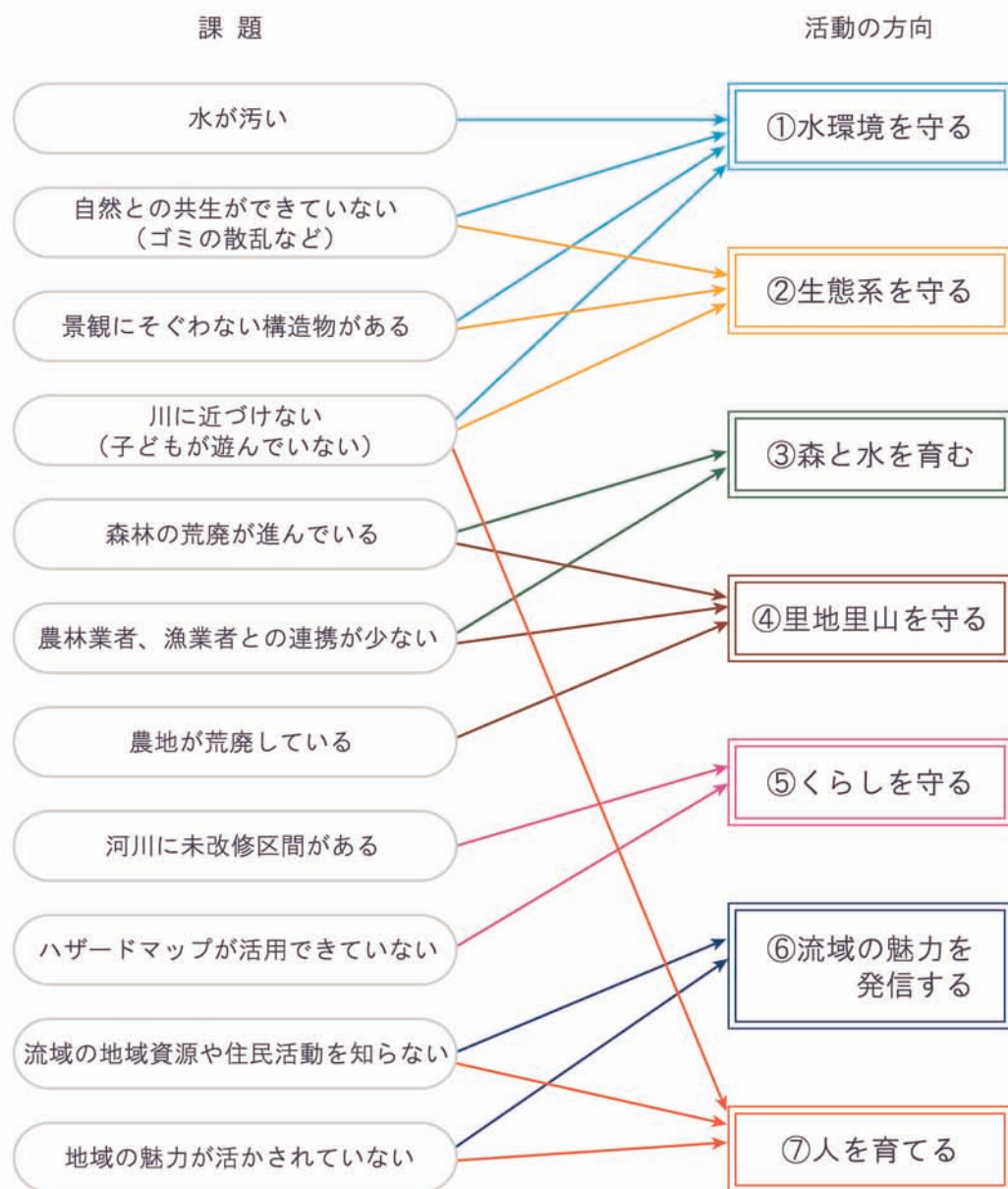
水の汚染やゴミの散乱、生態系の変化といった課題は、流域を構成する森林や農地の維持も関係してくるため、多面的に課題の解決を図る必要があります。また、地域の安全のための治水も、同様に様々な課題と関係します。

今までは団体・個人、事業者、教育・研究機関、行政が個々に取組みを行ってきましたが、今後はそれぞれが知恵を出し合い、協力しながら取り組むことが必要となっています。

例えば、「水が汚い」という課題は、汚水処理施設の整備も必要ですが、各家庭で油などを排水口に流さないことや、減農薬、環境教育など、みんなが水を汚さない意識を持ちながら協力・連携して課題を解決していくことが大切です。



私たちが色々な人たちの意見を聞いたり話し合ったりする中で、夏井川流域の様々な課題と、そこから見えてくる7つの活動の方向がわかってきました。



流域の課題から「活動の方向」へのつながり イメージ図

5. 将来像

私たちは、7つの活動の方向を進めることで、様々な流域の課題を解決し、魅力ある「森・川・海」の笑顔が見える」夏井川流域にしていします。



夏井川流域には、田んぼや畑などがたくさんあり、人と自然が調和した里地里山をつくっています。しかし、身近だった自然も生活様式の変化などにより人々の心から遠ざかり、荒れてきました。みんなで協力して里地里山を守り、人と自然が調和した夏井川にしましょう。



昔はたくさん子どもたちが夏井川で遊んでいましたが、今では川が汚れ、ゴミが散乱し、そんな姿が見られなくなりました。みんなで協力してきれいな川を取り戻し、子どもたちが楽しく笑顔で遊べる夏井川にしましょう。



7つの活動の方向



夏井川流域には、自然、歴史、文化、人などの魅力がたくさんあります。しかし、これらの魅力が子どもたちへ伝わっていません。みんなで協力して、子どもたちが水を知り、水に親しみ、流域の魅力を誇りにできるような夏井川にしましょう。

夏井川流域は森林に覆われ、きれいな水が育まれています。しかし、木材価格の低迷や過疎・高齢化により森林が荒れてきました。森が荒れると水に含まれる森の栄養分が減り、海の生き物にまで影響します。みんなで協力して、**森林を守り育て豊かな水が流れる夏井川**にしましょう。



③ 森と水を育む

夏井川流域では、最古の斜め堰である小川江筋取水堰や、洪水に備えた水屋などの先人の知恵や技術、様々な歴史、文化がともに育まれてきました。また、様々な活動に取り組んでいる人たちがいます。しかし、これらの魅力ある地域資源や住民活動が知られていません。みんなで夏井川の**魅力を発見し、魅力を生かし、活動の輪を広げ、人が集う夏井川**にしましょう。



⑥ 流域の魅力を発信する

夏井川には、サケがのぼり、コアジサシが飛来します。しかし、コンクリート構造物や水の汚れ、ブラックバスなどの外来種により、生き物にとって棲みにくい川となりました。みんなで協力して、**たくさんの生き物が棲む夏井川**にしましょう。



② 生態系を守る

⑤ 暮らしを守る

夏井川流域の約60%の人々は、洪水時に浸水の危険性がある低地に住んでいます。しかし、小玉ダムや河川整備によって洪水の被害が減り、夏井川の怖い一面を忘れつつあります。水の怖さを忘れず、いざという時に備え、みんなで協力して、**安全で安心して生活できる夏井川**にしましょう。



森・川・海笑顔が見える流域を

6. 活動の進め方



活動は、5つの基本的考え方に基づいて進めます。

①個々の活動の尊重

活動は無理をせず、個々の活動を尊重しながらできることからはじめ、楽しみながら継続的にみんなで取り組みます。

②協力と連携

- (a) 活動団体の地域活動に他の団体や個人が参加することで、活動をみんなで盛り上げて活性化させ、流域内に広がりのある協力と連携のネットワークをつくります。そのため、今後も流域内で活動する団体、個人に参加と協力を呼びかけます。
- (b) 協力と連携は団体や個人だけでなく、さらに広がりのある事業者や教育・研究機関、行政とのネットワークをつくり、それぞれの強みを活かし活動に取り組みます。

③活動の流れ

活動は、みんなで集まり、見て知って学び、話し合って考え、実践します。

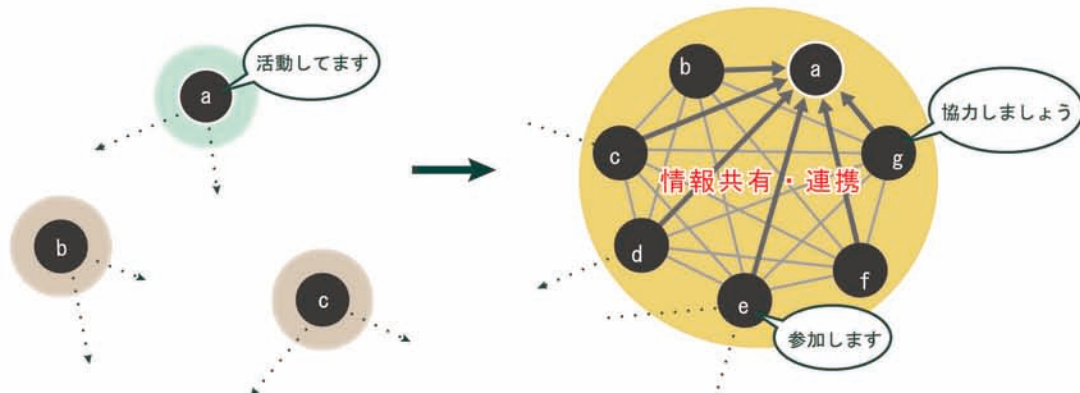
④情報の共有と発信

団体や個人が集まり、情報交換・共有からお互いを知り、さらにその情報を発信することで協力と連携のネットワークを広げます。

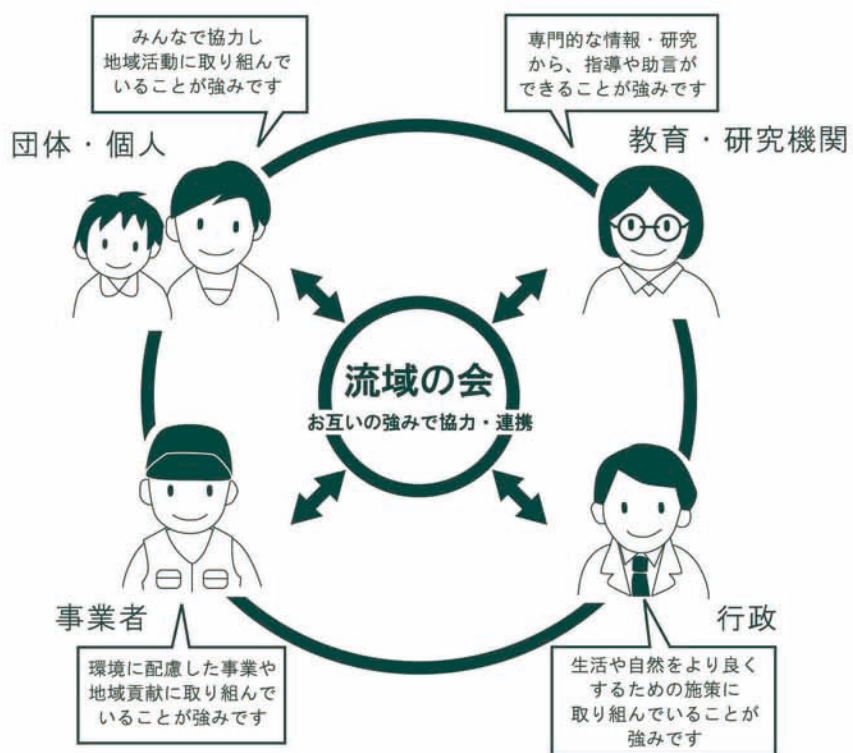
⑤見直し

将来像に向け、活動内容を時々振り返りながらよりよい活動を目指します。

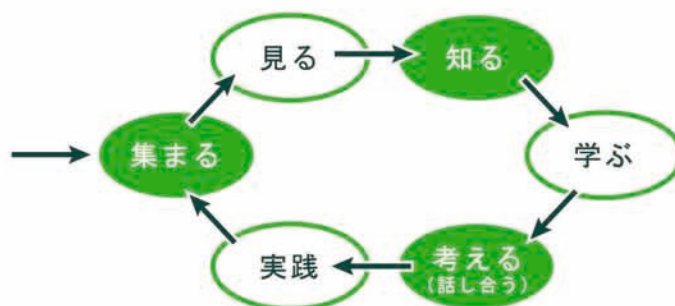
②協力と連携 (a) イメージ図



②協力と連携 (b) イメージ図



③活動の流れ イメージ図

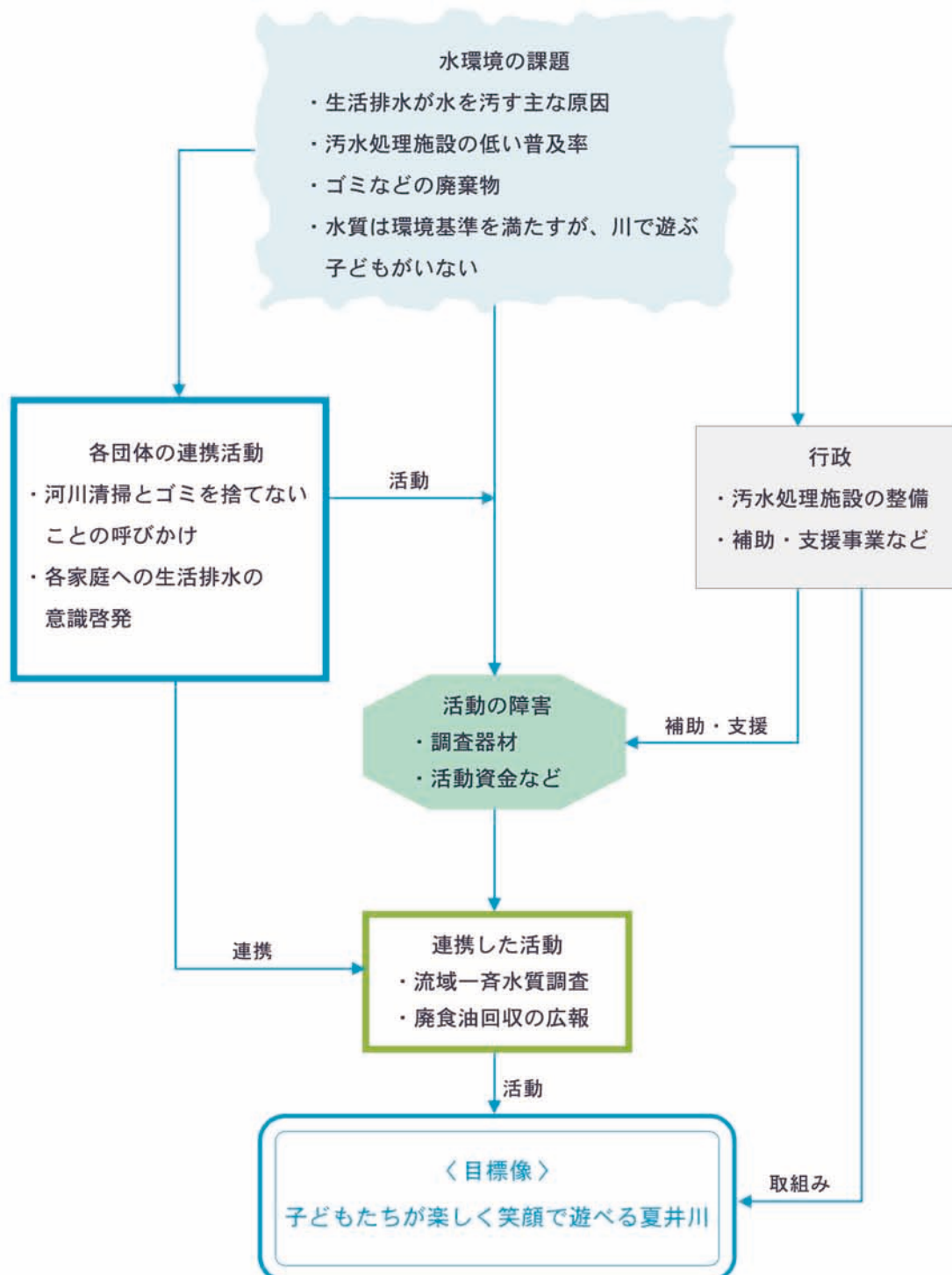


7. 活動内容

7つの活動の方向から、それぞれの目標像に向けた具体的な活動に取り組みます。

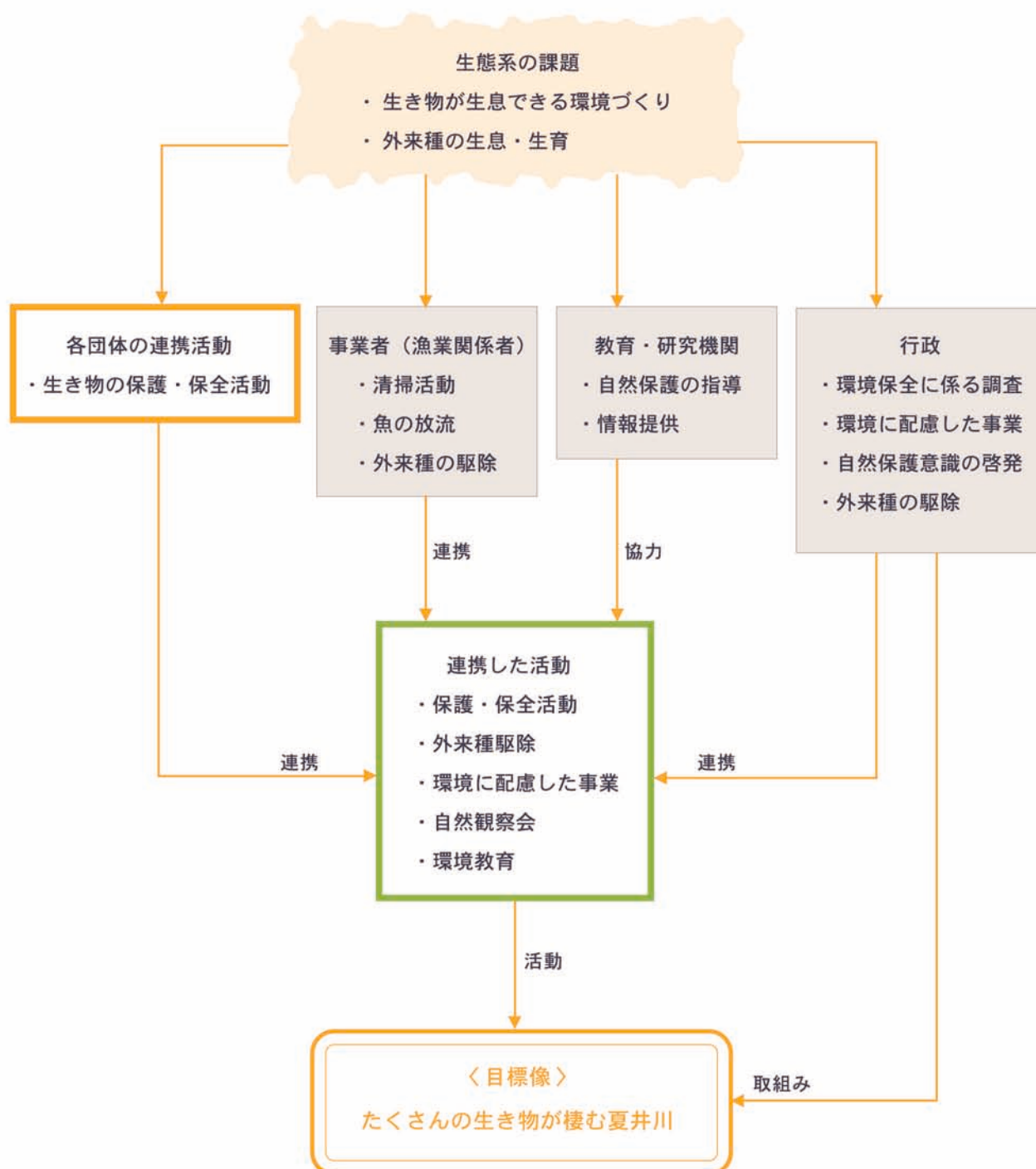
活動の方向① 水環境を守る

子どもたちが笑顔で遊べる夏井川にするために、流域内の水の汚れ（水質）を知り、身近にできる水を汚さない工夫をみんなで考え、流域内にその取組みを広げます。また各団体の清掃活動と協力し、川をきれいにする活動に取り組めます。



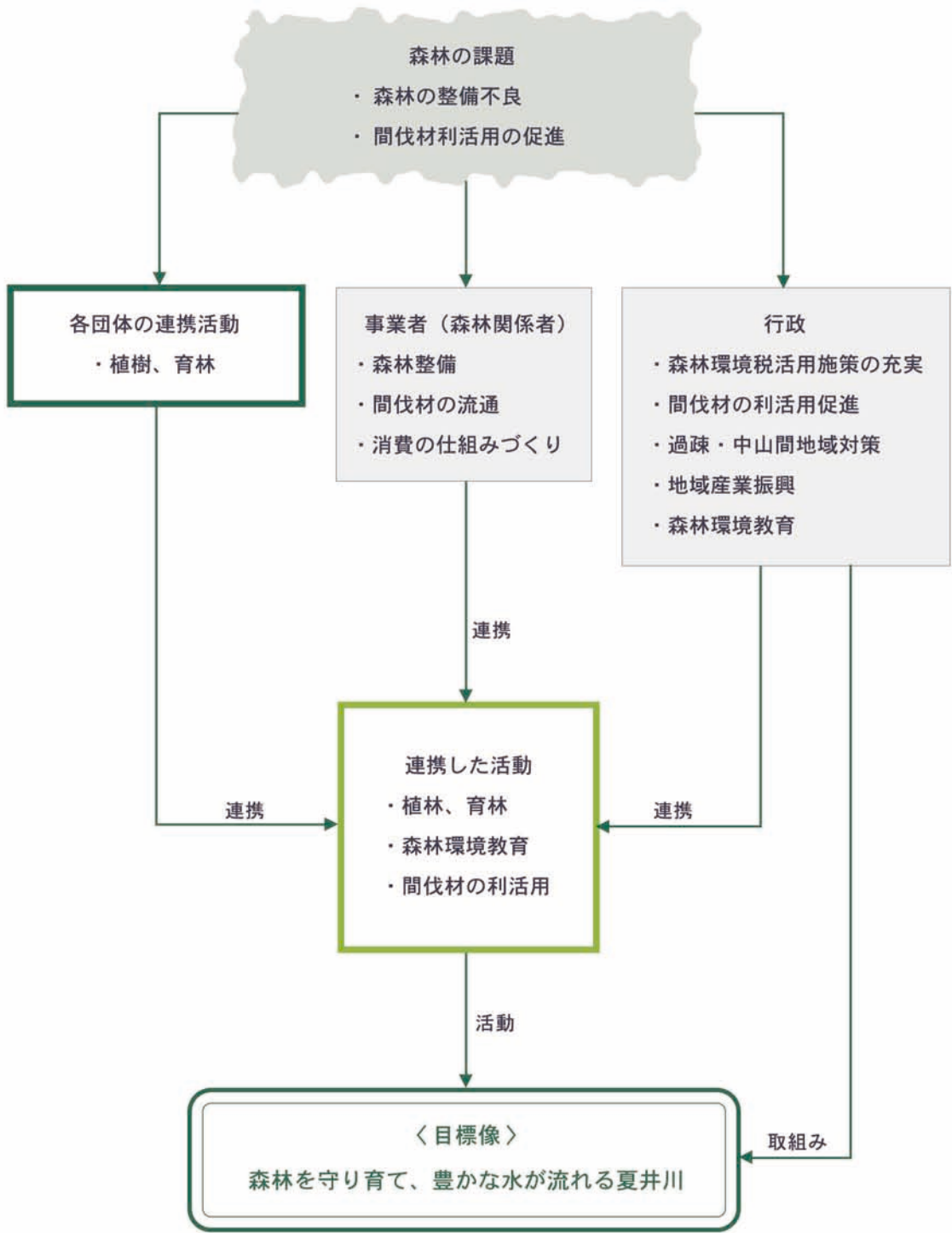
活動の方向② 生態系を守る

たくさんの生き物が棲む夏井川にするために、生態系を知る自然観察会や、環境・環境問題への興味・関心を高める環境教育などを実施し、自然保護等の環境意識の啓発に取り組みます。また、生き物が生息・生育できる環境の保護・保全活動や、在来種を脅かす外来種駆除に取り組みます。



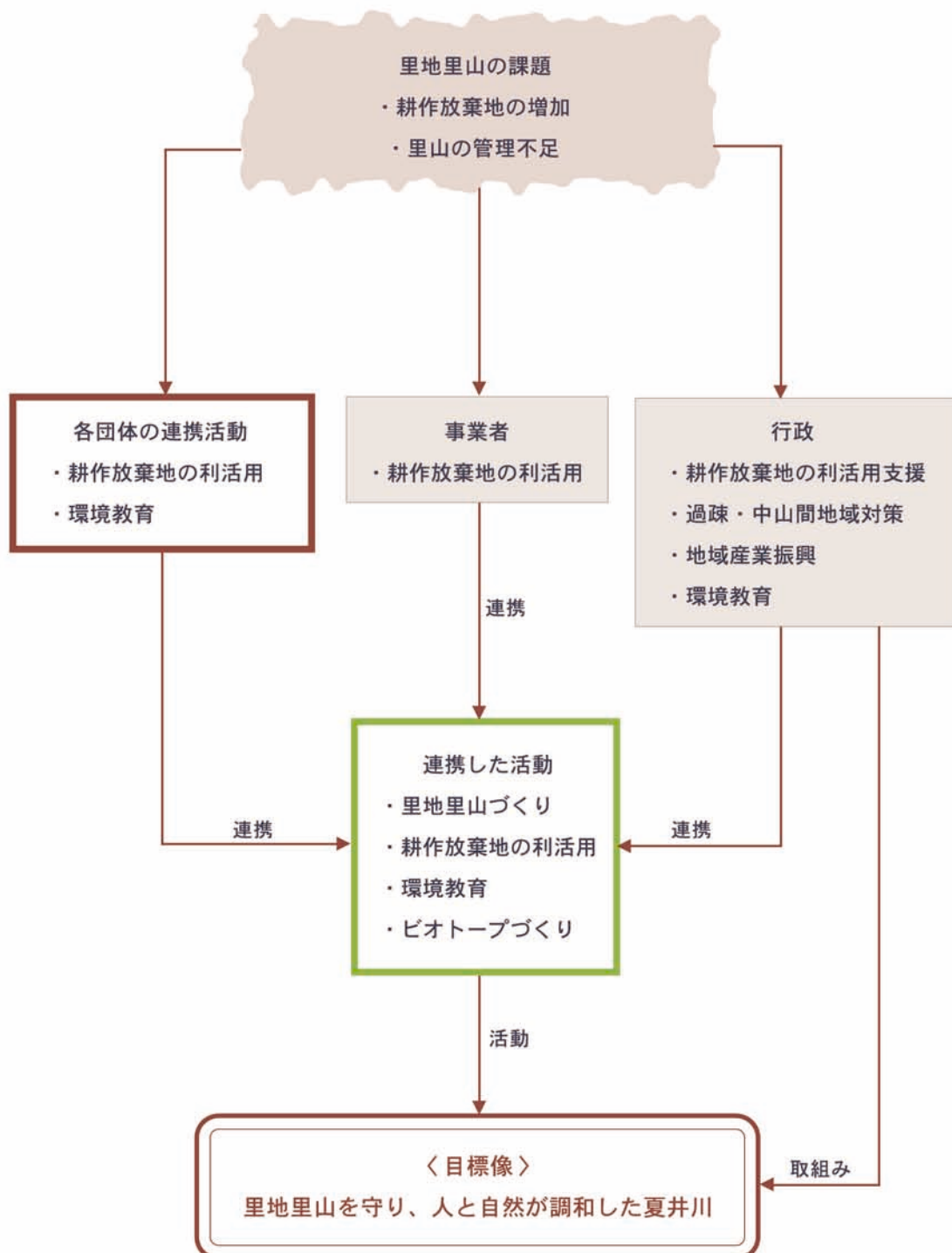
活動の方向③ 森と水を育む

森林を守り育て、豊かな水が流れる夏井川にするために、植樹・育林活動や、森林整備の課題である間伐材の利活用促進に取り組めます。また森林関係者との交流や環境教育から、森と海のつながりや森林保全意識の啓発に取り組めます。



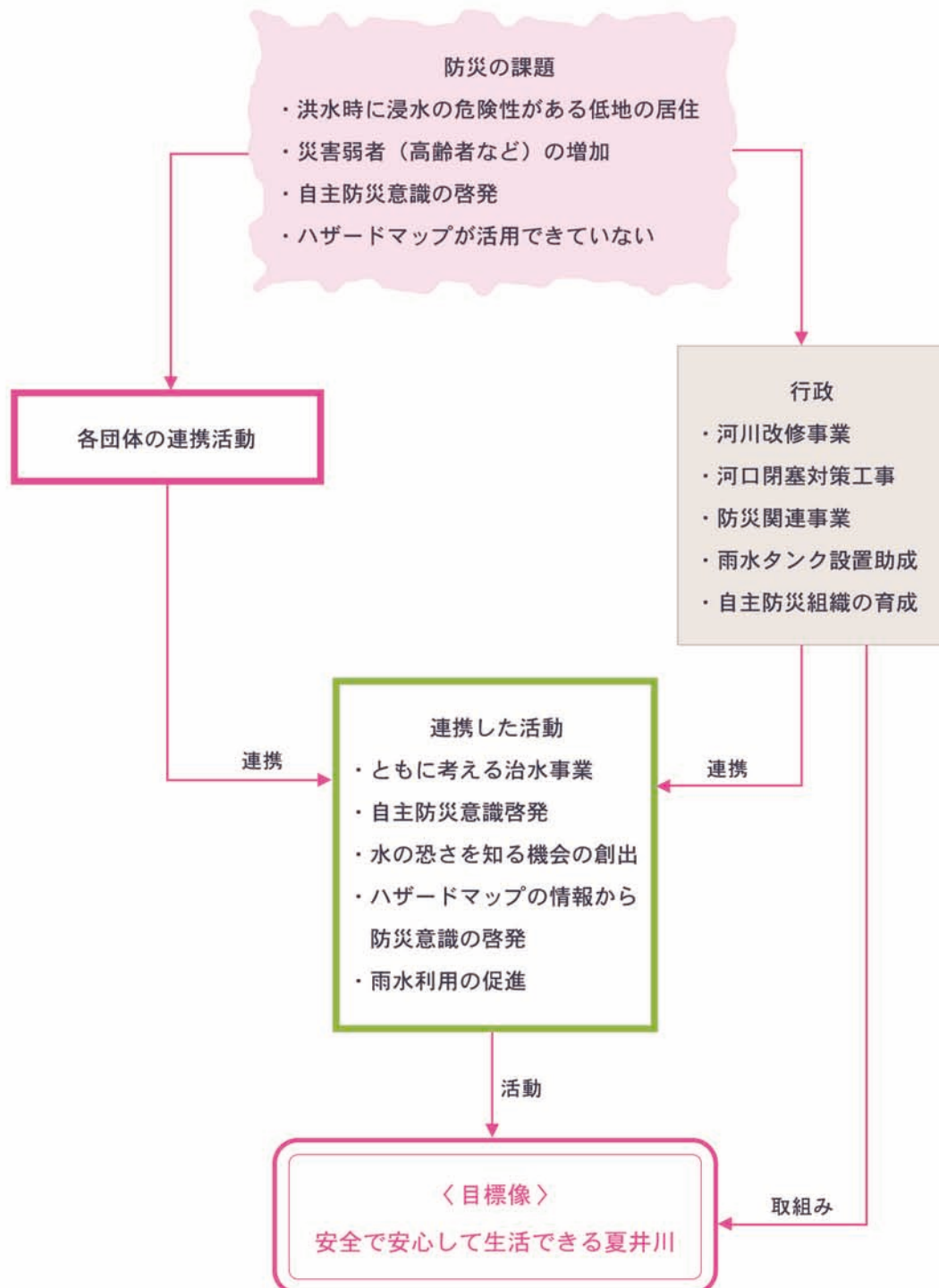
活動の方向④ 里地里山を守る

里地里山を守り、人と自然が調和した夏井川にするために、耕作放棄地が多い中山間地の農地を利用し、豊かな生態系が形成される里地里山の創造を図り、魅力ある地域づくりに取り組みます。また環境保全や環境学習の場など耕作放棄地の新たな利活用に取り組みます。



活動の方向⑤ くらしを守る

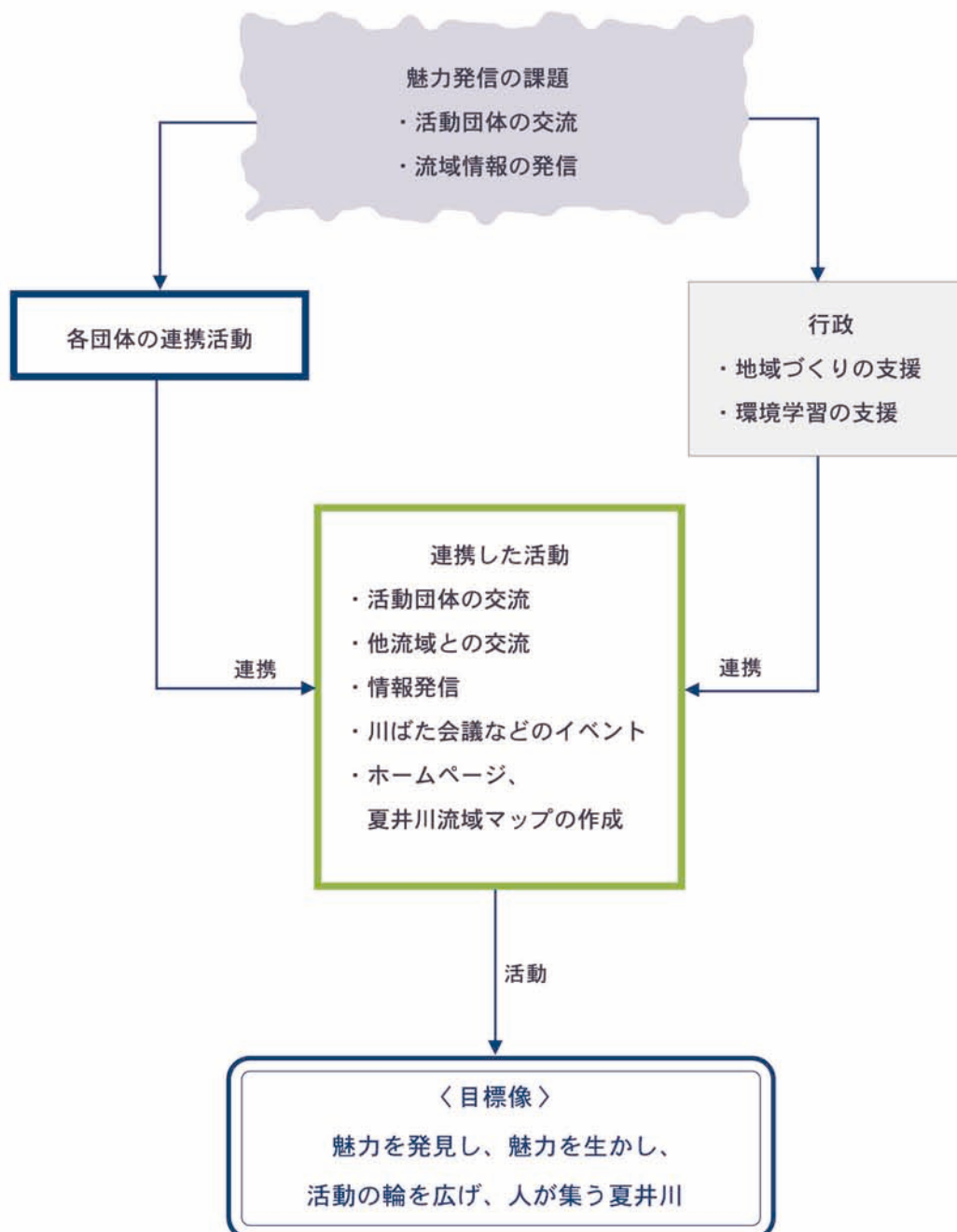
安全で安心して生活できる夏井川にするために、水に対する防災意識の啓発に取り組み、地域での自主防災の意識を高める活動を行います。また雨水がすぐに川に流れこまないように、雨水利用の普及などを促します。



活動の方向⑥ 流域の魅力を発信する

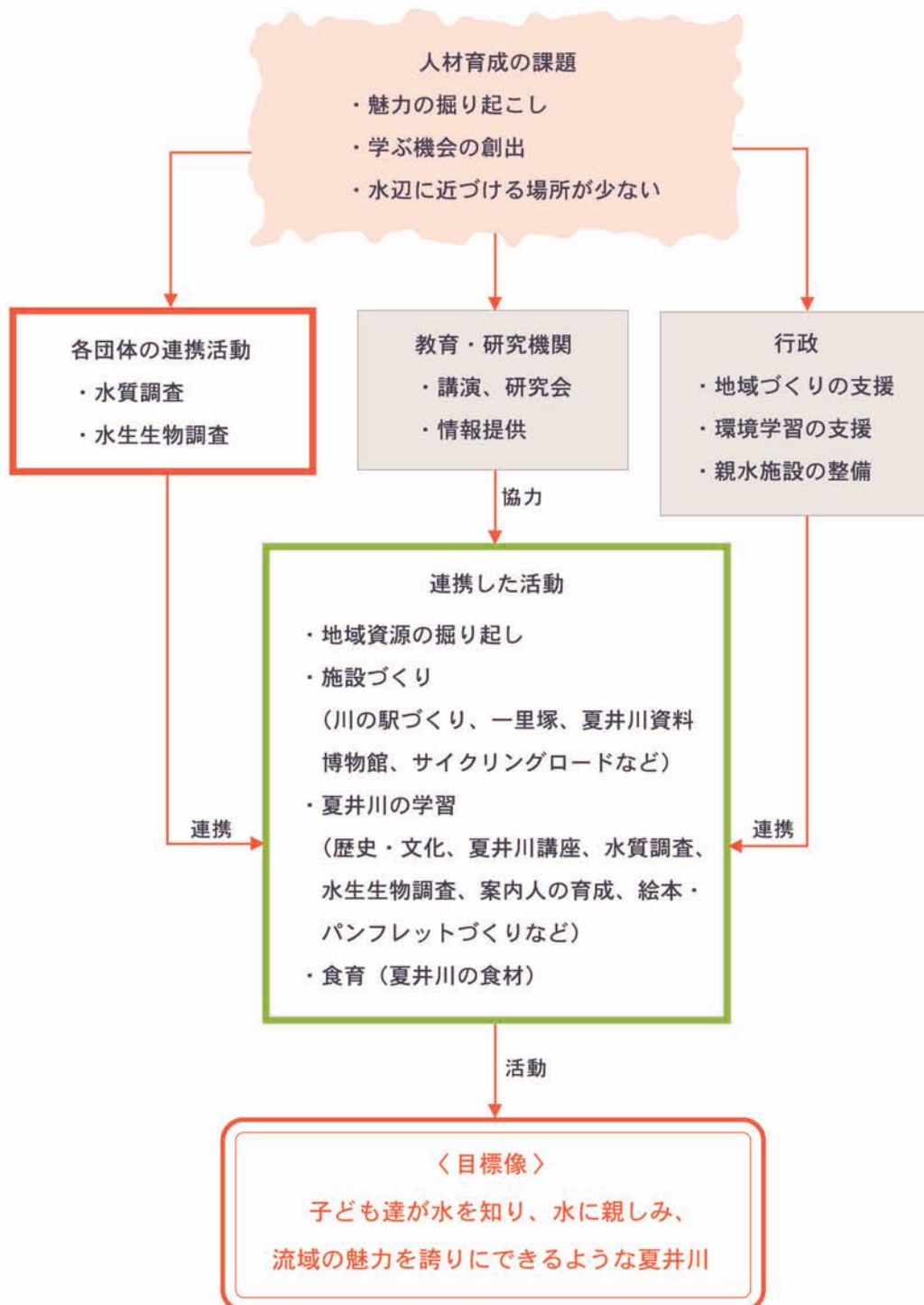
活動の輪を広げ人が集う夏井川にするために、夏井川流域の様々な魅力を活かし、流域内外の人々に情報を発信します。具体的には、流域内で活動する団体や個人などが集まり、お互いの活動を報告したり、交流を図ることで流域内の連携の輪を広げることに取り組みます。また、他流域との交流を通じて、夏井川の魅力をあらためて見直します。

流域にある先人が築いた歴史や文化などの魅力を掘り起こし、ホームページなどで情報を発信していきます。



活動の方向⑦ 人を育てる

子どもたちが、水を知り、水に親しみ、流域の魅力を誇りにできる夏井川にするために、夏井川流域の自然、歴史、文化、人などの地域資源を掘り起こし、これらの情報を子どもたちに伝える活動に取り組みます。特に、子どもたちが水を知り、水に親しみ、夏井川流域の魅力に触れ、楽しみながら学べる機会の創出を図ります。また、これらの活動を通じて若い人の参加を促します。



おわりに

私たちは、川ばた会議の「見る、知る、学ぶ」の活動や流域一斉水質調査など、これまで楽しみながら取り組んできました。そして、「つながり」を意識することの大切さに気付きました。

「森・川・海に笑顔が見える流域を！」の合言葉のもとに、様々なつながりを大切にしながら、これからも何よりそこに住む私たちの笑顔を大切にしたいと考えています。

私たちはここに示した7つの活動の方向にそって、個々で取り組んでいく活動を発展させつつ、流域を知り魅力を発信する「流域マップづくり」、「川ばた会議」や、水質改善のための「流域一斉水質調査」、「廃食油回収の広報」等の取組みを今後も無理せず楽しみながら実施し、その中で少しずつ新たな連携の輪を広げていきたいと思っています。

みんなで、子どもたちの笑顔があふれる夏井川にしましょう！



参考資料

資1. 活動の軌跡

ページ

1

資2. 活動の成果

2

資3. 数字で見る夏井川の現状

5

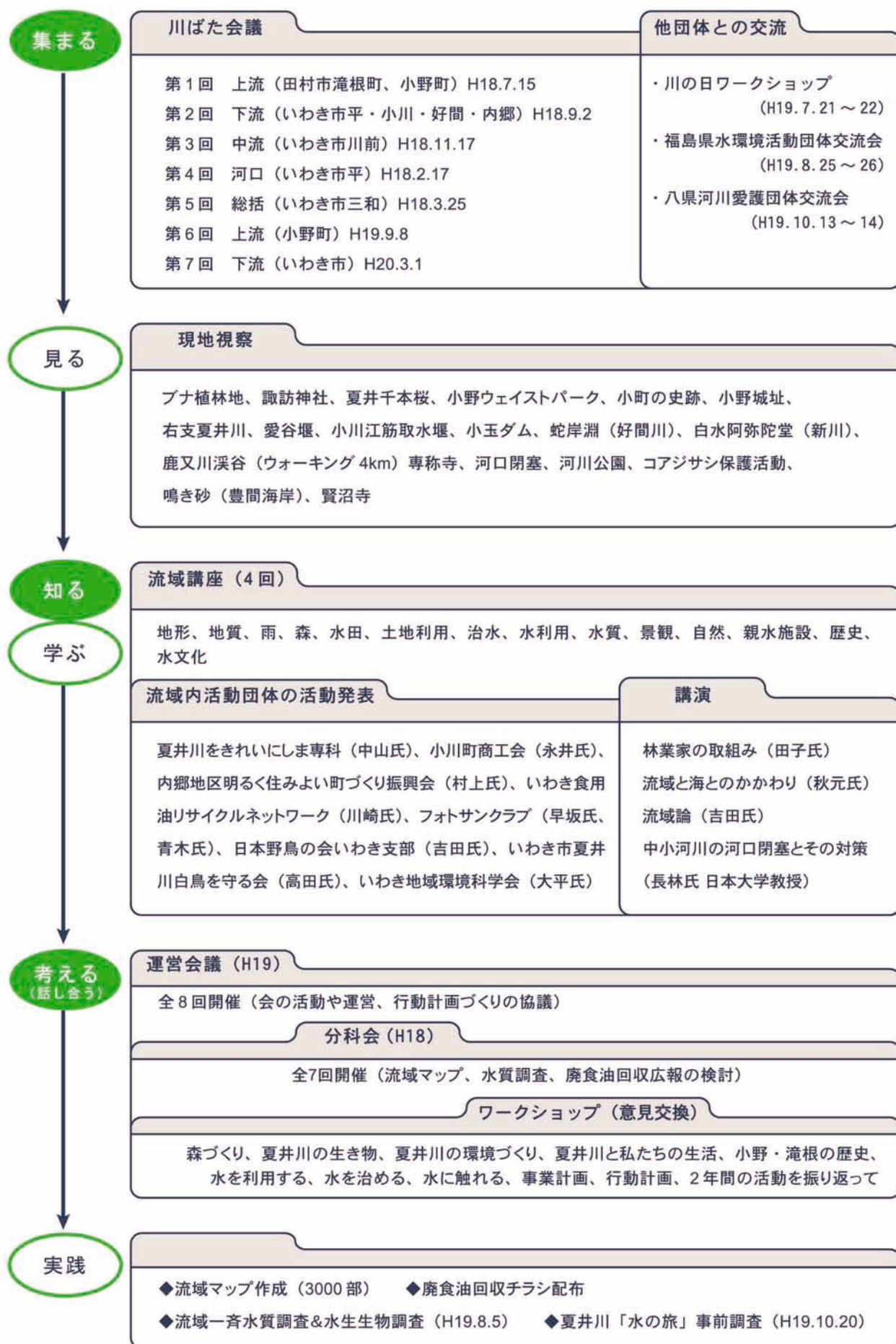
資4. 夏井川流域の白地図

9

資5. ブランづくりの経緯

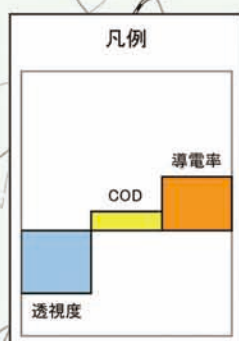
11

参考資料1 活動の軌跡（H18～H19）





No.	河川名	地点名
1	夏井川	河口
1'	夏井川	旧六十枚橋
2	夏井川	鎌田
3	新川	古川橋
4	新川	いわき総合高前
5	新川	阿弥陀堂
6	夏井川	磐城橋
7	好間川	北目
8	好間川	常磐道下
9	夏井川	久太夫橋
10	夏井川	愛谷堰下
11	夏井川	小川公民館
12	小玉川	小玉橋
13	夏井川	加路川合流前
14	加路川	本川合流前
15	夏井川	鹿又川合流前
16	夏井川	三坂川合流後
17	夏井川	三坂川合流前
18	夏井川	五味沢
19	夏井川	夏井一小前
20	右支夏井川	役場裏
21	右支夏井川	飯豊
22	夏井川	神俣(滝根中前)
23	夏井川	梵天川合流後
24	梵天川	本川合流前



(グラフの見方)

透視度 — 値が大きいほど水は澄んでいます

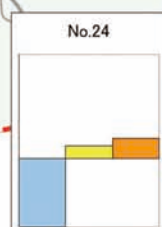
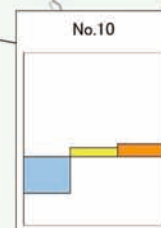
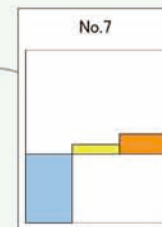
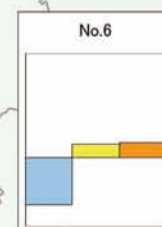
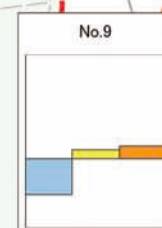
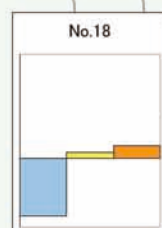
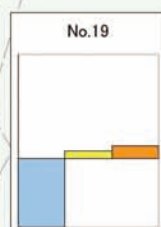
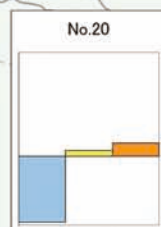
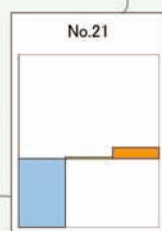
COD — 値が大きいほど水は汚れています

導電率 — 値が大きいほど水は汚れています

透視度は現地計測、COD及び導電率は室内試験のデータを使用

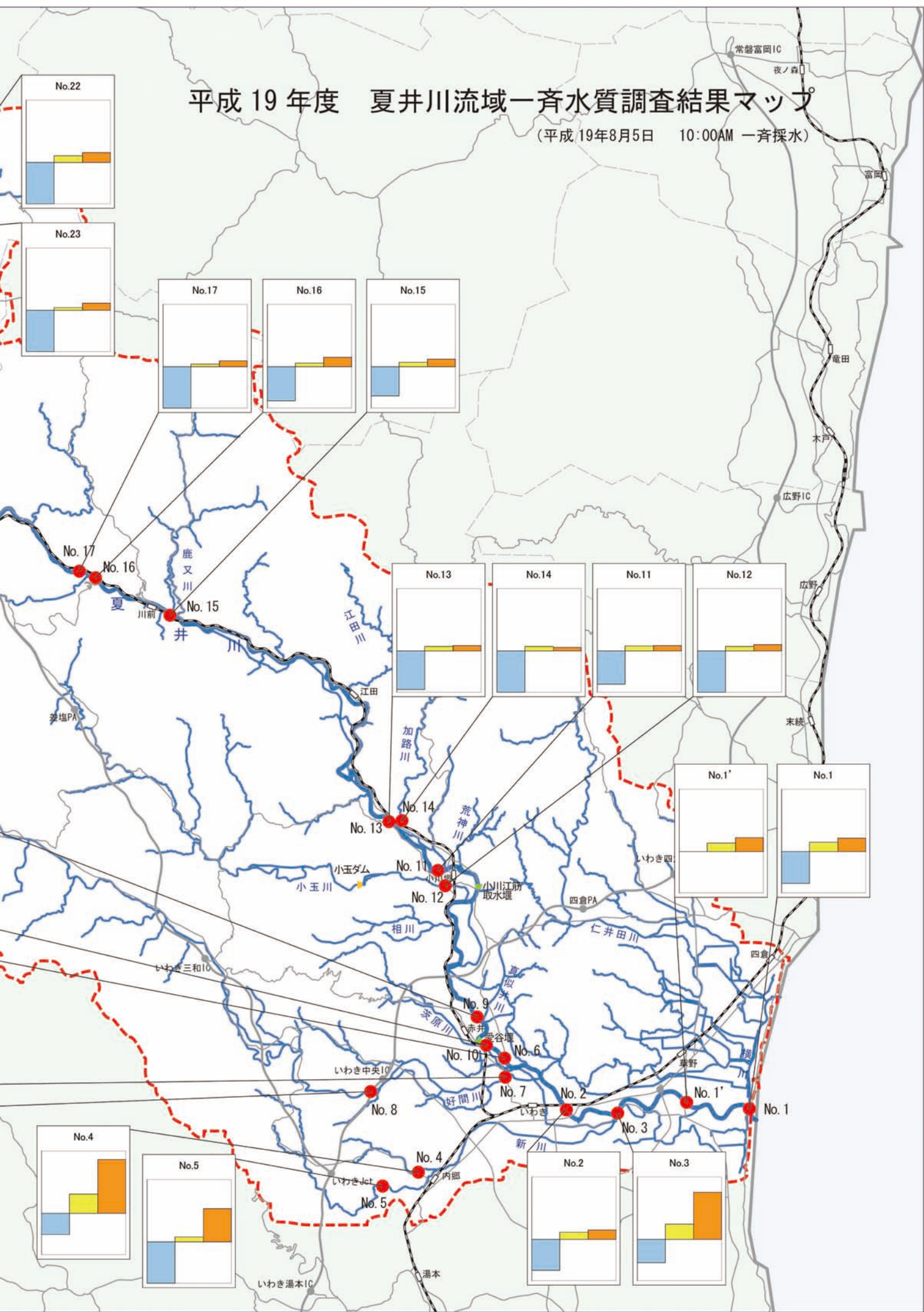
0 1 2 3 4 5km

1:200,000



平成 19 年度 夏井川流域一斉水質調査結果マップ

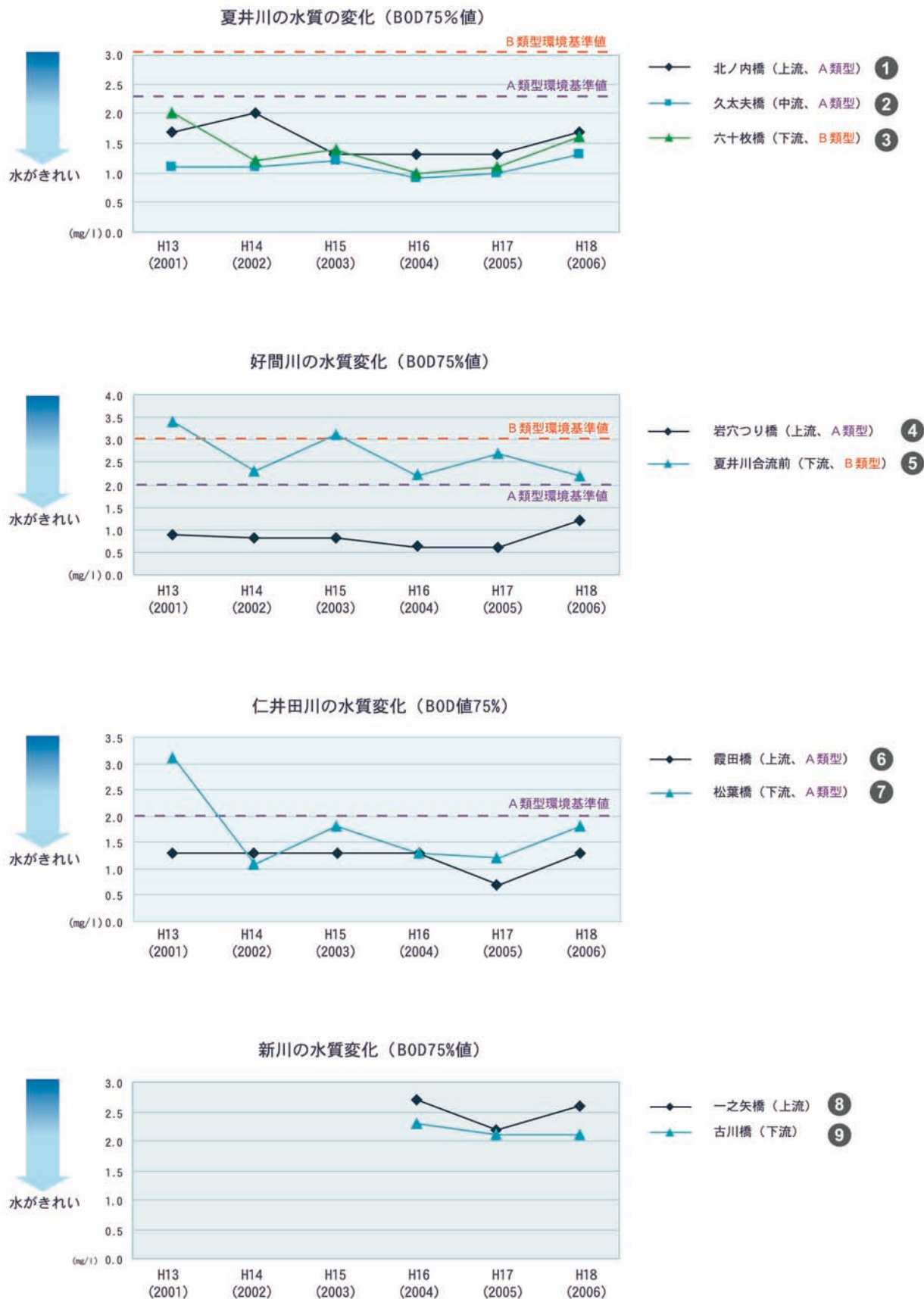
(平成 19 年 8 月 5 日 10:00AM 一斉採水)



参考資料 3 数字で見る夏井川流域の現状

①水環境の現状

●水質は年々良くなっていましたが、平成18年にやや悪くなりました。

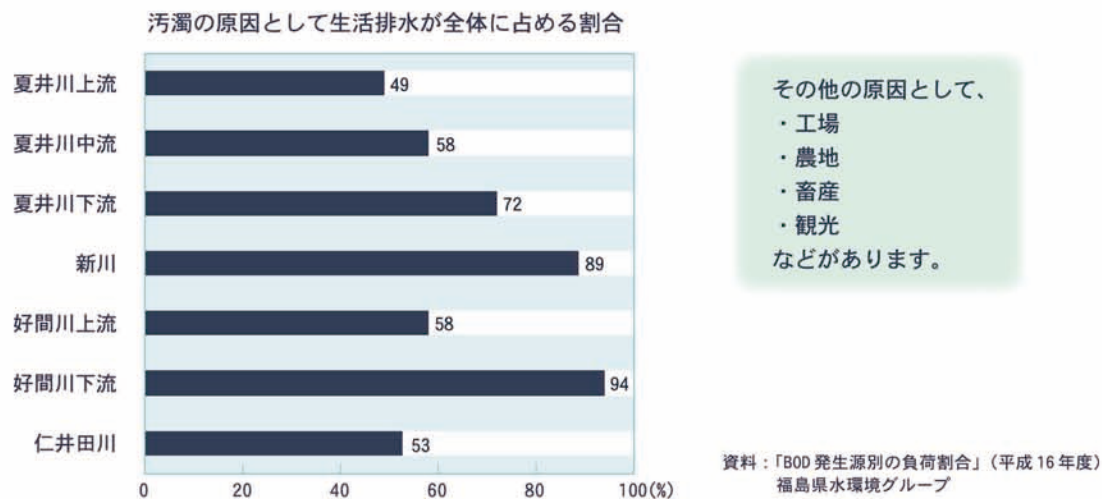




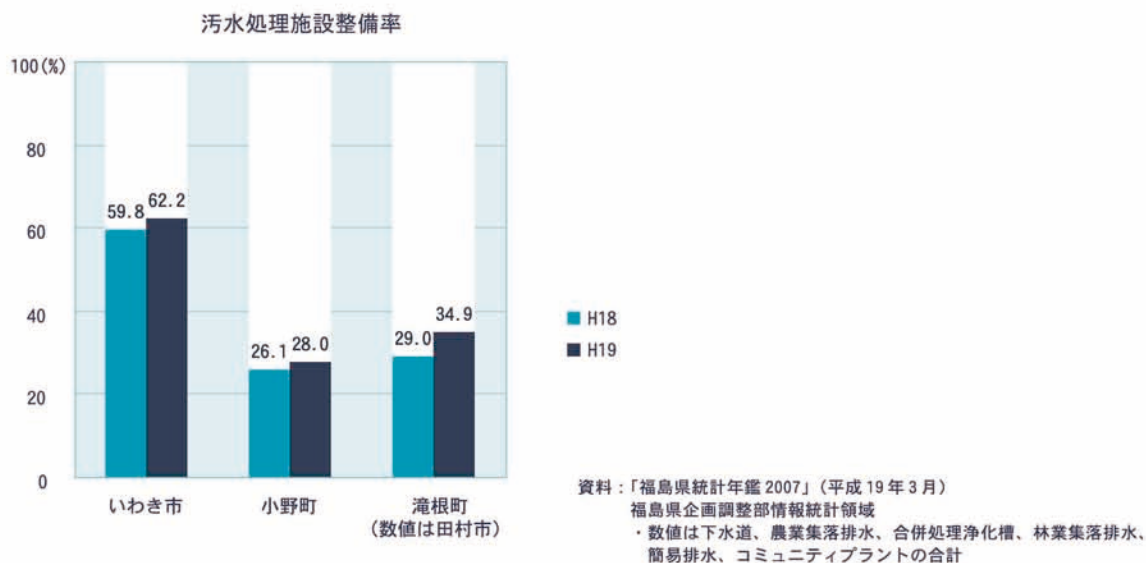
資料1：「平成18年度 公共用水域の水質測定結果」
 （平成19年7月）
 福島県生活環境部環境保全領域

資料2：「平成18年度 環境測定結果」
 （平成19年6月）
 いわき市生活環境部

●川の水を汚す主な原因は、私たちが利用した生活排水です。

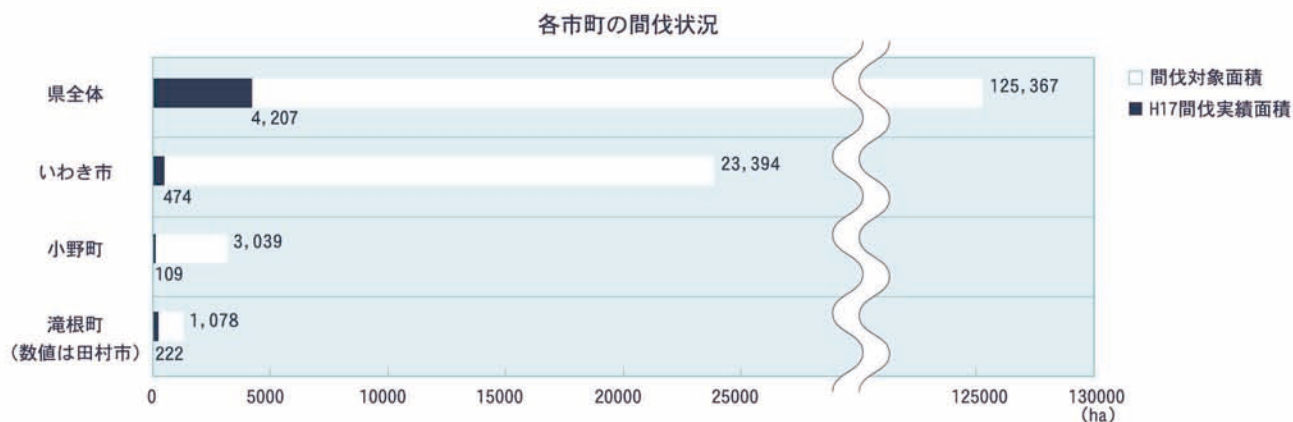


●污水处理施設の整備率が低いため、整備を進めていく必要があります。



②森林の現状

●間伐の実施が少ない状況です。

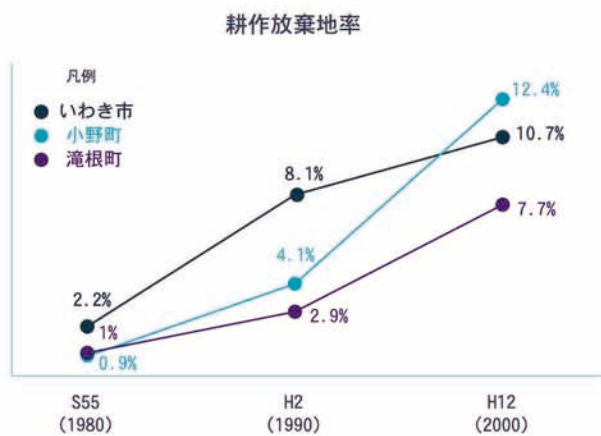


資料 1：「間伐対象面積」 福島県森林計画グループ
・間伐対象面積は、齢級 4～9 の森林面積
・間伐対象面積の調査年は、いわき市が H14、滝根町、小野町、県全体が H15

資料 2：「福島県森林・林業統計書」(平成 17 年度) 福島県農林水産部

③耕作地の現状

●耕作放棄地が年々増加しています。



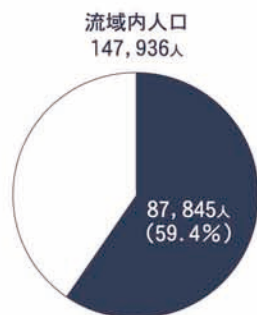
資料：「農林業センサス」農林水産省

※耕作放棄地・・・以前耕地であったもので、過去1年以上作物を栽培せず、今後数年の間に再び耕作する意志のない土地

④防災の現状

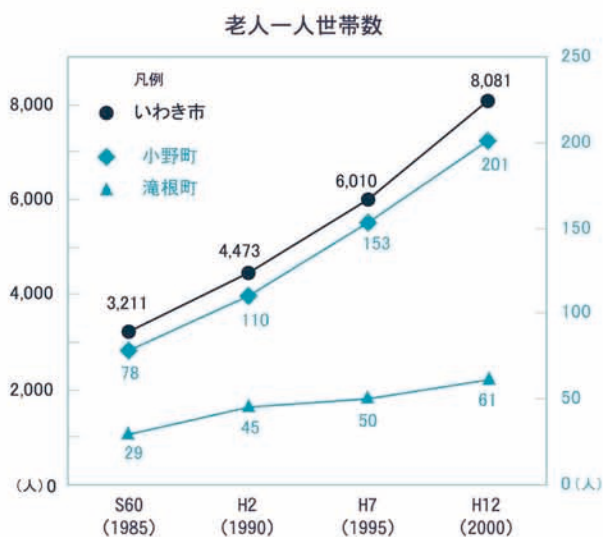
●洪水時に浸水の危険がある低地（氾濫原生低地）に居住する人は、流域全体の約60%を占めています。

流域内人口に占める 氾濫原生低地の人口の割合

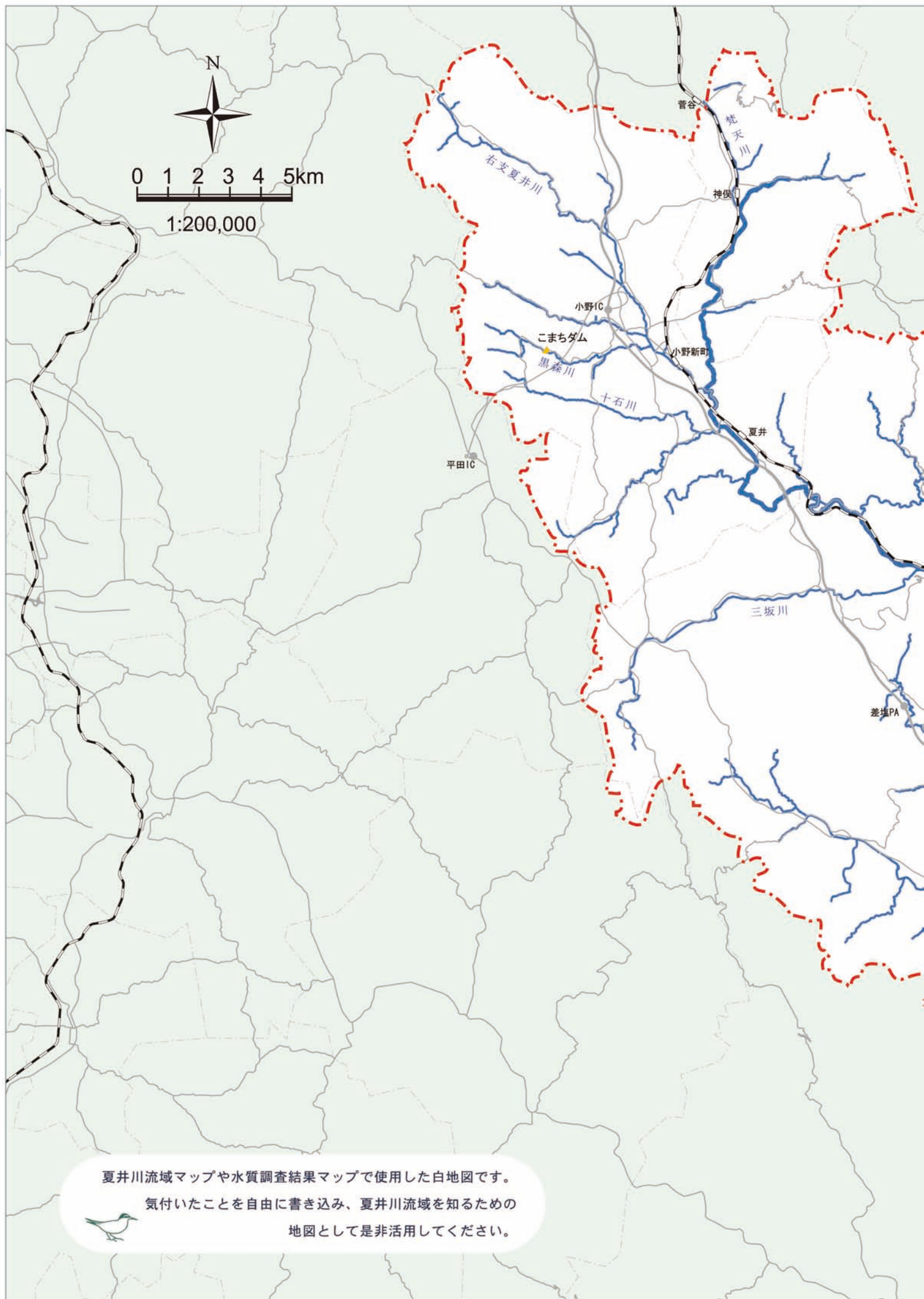


資料：「平成12年国勢調査メッシュデータ」総務省

●高齢化社会により、災害時に援助がいる老人の一人暮らしが増加しています。



資料：「福島県市町村要覧」財団法人福島県市町村振興協会



夏井川流域マップや水質調査結果マップで使用した白地図です。



気付いたことを自由に書き込み、夏井川流域を知るための
地図として是非活用してください。

プランづくりの経緯

平成 19 年度の全 8 回の運営会議、第 7 回川ばた会議において、このプランを協議し、作成しました。

また、夏井川流域内の約 60 の活動団体や個人、行政機関に意見照会を実施し、プランに反映しました。

※

ご協力くださった皆様、ありがとうございました。

夏井川流域の会 会則

(名称)

第1条 本会は、夏井川流域の会（以下「流域の会」という。）と称する。

(目的)

第2条 流域の会は、夏井川の水環境を守り次世代に引き継ぐために活動する団体・個人が集まり、“みんなで見て、みんなで学び、みんなで考え、みんなで実践していく”活動を通して、森・川・海の笑顔が見える流域を目指して、協力・連携した活動をするを目的とする。

(会員)

第3条 会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同し協力する個人・団体
- (2) 賛助会員 本会の目的に賛同し、特に財政的維持に協力する団体、法人又は個人
- (3) オブザーバー 行政機関及び教育機関は、オブザーバーとして参加できる。

(役員)

第4条 流域の会に代表1名、副代表2名、会計1名、監事2名を置く。

- 2. 役員は、会員の互選により選出する。
- 3. 役員の任期は原則として1年とする。
- 4. 監事は、本会の経理を監査する。

(総会)

第5条 流域の会総会は、年1回開催し、会の事業内容、役員の選出等、会運営上の基本的事項を決定する。招集は代表が行う。

(運営会議)

第6条 流域の会の効率的な運営のため、運営会議を開催する。

- 2. 運営会議の招集は、必要に応じて代表が行う。
- 3. 運営会議の構成員は、役員及び流域の会の運営に積極的に関わりたい者であること。オブザーバーは、運営会議の構成員として参加できる。

(経費)

第7条 本会の運営に要する費用は、会費、賛助金及び寄付金をもって充てる。

(事業年度)

第8条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 流域の会の事務局は、代表が選出された地区内にある会員団体に置く。

(その他)

第10条 本規約に定めるもののほか、流域の会の運営に関し必要な事項は、代表が運営会議に諮って定める。

(附則) この規約は平成19年9月8日より施行する。



NATSUIGAWA
RIVER BASIN
ACTION PLAN 21